

事務連絡
令和4年8月17日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の
事業年度と賃上げ実施月が異なる場合の取り扱い及び
天災地変等による減点措置の特例の取扱いについて（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和4年4月以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達について、新たに賃上げに関する評価項目を設け、賃上げ実施企業に対して評価点または技術点の加点を行うこととなっています。

今回の通知文は、6月23日に事務連絡にて通知した財務省より各省庁に対し通知された事務連絡を受け、国土交通省本省より各地方整備局に対し通知されたものとなります。

具体的には、「賃上げ期間の整理」について、これまで賃上げ実施期間を「暦年」または「事業年度（及びその前倒し）」を前提としていたところ、「例年の賃上げ実施月からの1年間」を新たに評価できるものとするを例示し、「天災地変等による減点措置の特例」について、やむを得ない理由により賃上げが実施できなかった場合に、減点措置を課さない特例について（1）特定非常災害、（2）リーマンショック級の経済危機、（3）その他受注者の責によらない理由がそれぞれ例示した内容を説明した内容となっています。

取り急ぎ、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

（添付資料）

別添1 国土交通省本省から各地方整備局への通知文
（事業年度と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い）

別添2 国土交通省本省から各地方整備局への通知文
（天災地変等による減点措置の特例）

参考1 財務省通知文（賃上げ期間の整理）

参考2 財務省通知文（天災地変等による減点措置の特例）

【国土交通省ホームページ掲載箇所】

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

【財務省ホームページ掲載箇所】

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/index.html

【担当】事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp